

## JR 矢川駅及び谷保駅跨線橋広告掲載取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、国立市有料広告掲載に関する取扱要綱（平成18年9月1日訓令第33号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、JR矢川駅及び谷保駅跨線橋（以下「跨線橋」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の種類)

第2条 跨線橋に掲載する広告は、壁面に貼り付けることができるポスター広告（以下「広告」という。）とする。

### (広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、跨線橋のうち、市が指定した範囲とする。

### (広告掲載の募集、申し込み及び受付方法)

第4条 広告の募集は公募によることとし、市ホームページ、広報紙等により広告掲載希望者を募集する。

2 広告掲載の申し込みは、要綱第7条に定める様式に記載し、広告の原稿案等を添付して、書面により総務課に提出するものとする。

### (広告の規格)

第5条 広告の規格は次のとおりとする。

(1) 大きさ 壁面部分 B1サイズ（103.0cm×72.8cm）  
B2サイズ（72.8cm×51.5cm）

(2) 形状 紙またはシートフィルム等で、取り外しの際に壁面の塗装等を傷めないものとする。

(3) 色彩 広告の色彩については、周囲の建物との調和に配慮したものとする。

### (広告の掲載時期及び期間)

第6条 広告の掲載時期は、通年とする。

2 広告の掲載期間は、1ヶ月単位として12ヶ月を限度とする。ただし、再掲示は妨げないものとする。

3 短期間の広告掲載を希望する場合は、前項の規定に係わらず2週間以内の掲示を認めるものとする。

(広告掲載料)

第7条 前条第2項の広告掲載料は、次のとおりとする。

| 広告の掲載位置（市が指定した範囲） | 大きさ   | 広告掲載料（月額） |
|-------------------|-------|-----------|
| 矢川駅跨線橋            | B1サイズ | 15,100円   |
|                   | B2サイズ | 7,600円    |
| 谷保駅跨線橋            | B1サイズ | 31,500円   |
|                   | B2サイズ | 15,750円   |

2 前条第3項の広告掲載料は、次のとおりとする。

| 広告の掲載位置（市が指定した範囲） | 大きさ   | 広告掲載料（1回） |
|-------------------|-------|-----------|
| 矢川駅跨線橋            | B1サイズ | 9,100円    |
|                   | B2サイズ | 4,500円    |
| 谷保駅跨線橋            | B1サイズ | 18,900円   |
|                   | B2サイズ | 9,450円    |

- 3 広告掲載料は、第1項の広告掲載の一の申込で6ヶ月以上連続の申込みの場合はその1ヶ月分を割引し、12ヶ月連続の申込みの場合はその2ヶ月分を割引する。
- 4 広告掲載料は、指定する期日までに掲載期間分を一括して前納することとする。ただし、広告掲載希望者の状況に応じて、納付すべき期限を別に指定し、または分割して納付させることができる。なお、この場合は前項の規定による割引は適用されない。
- 5 要綱第13条による広告掲載料の還付については、前条第2項に規定する場合は月割り計算とする。ただし、同条第3項に規定する場合は還付しない。
- 6 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告の掲示許可)

第8条 要綱第8条の規定により広告の掲載決定を受けた申込者が、第7条第4項の規定により広告掲載料を納付した際は、市は速やかに掲示の許可をする。

(広告主の責務等)

第9条 広告の製作、脱着の費用は広告主が負担する。

- 2 広告の掲載にあたって、広告主は安全性に配慮しなければならない。
- 3 掲載中に起こる広告の劣化及び第三者が行った破損等は広告主の責任において修復する。
- 4 脱着時、施設に損害を与えた場合は、広告主の責任において修復する。

(広告掲載の取消し)

第10条 要綱第12条に規定するもののほか、駅舎の改修等により広告の掲載ができないときは、その期間の広告掲載の決定を取り消すことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年 3月12日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年 8月11日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年 3月 4日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年 4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年 3月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和8年 4月 1日から実施する。